

Title	明治初期における五戸組：長野県諏訪市湖南区南真志野
Sub Title	"Goko-Gumi" als eine Form des Dorfverwaltungswesens in der ersten Meiji-Periode : Bemerkungen über die Beziehungen zwischen Verwaltung und Selbstverwaltung im Rahmen des Dorfs
Author	大淵, 英雄(Ohbuchi, Hideo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1963
Jtitle	哲學 No.44 (1963. 10) ,p.73- 95
JaLC DOI	
Abstract	Das Dorf, nämlich "Sonraku" genannt im Japanischen, ist zwar eine Einheit der Verwaltung und zwar, wenigstens ausserlich, die kleinste der Selbstverwaltung im gewöhnlichen Sinne des Wortes. "Sonraku" hat aber, in meisten Fällen, noch vielerei kleinere Verwaltungseinheiten in sich selbst. Das von aussen gegebene Verwaltungswesen hatte sich zunächst dem von je her überlieferten Selbstverwaltungswesen anpassen müssen, bevor sich das erste in den Strukturen des Dorfs fest bewurzelte. Denn die traditionellen Formen des Selbstverwaltungswesens hatten schon das ganze Dorfleben, sozial wie ökonomisch, unveränderlich bedingt. Gerade hier kann man finden, was die Charaktere eines japanischen Dorfs sowohl ausserlich als innerlich bestimmt hat und noch heute bestimmt. Die Strukturen des Dorfs muss und soll man also studieren nicht nur im Zusammenhang mit höheren politischen Strukturen, sondern auch mit kleineren inneren Strukturen, die das Dorf eigentlich in sich enthält. Es handelt sich hier in meinem Aufsatz um die Beziehungen der Dorfstrukturen mit den politischen Strukturen, weil die charakteristischen Kennzeichen des japanischen Dorfs ohne Zweifel von den spezifischen Charakteren der geschichtlichen Periode, worin das entstand und sich entwickelte, stark bestimmt sind. Von diesem Gesichtspunkt aus will ich die Zustände eines japanischen Dorfs, d.h. des "Minami-Majino" in Nagano, besonders die zum Beginn der Meiji-Periode, betrachten und geschichtlich analysieren
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000044-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期における五戸組

——長野県諏訪市湖南区南真志野——

大 淵 英 雄

1. はじめに
2. 一般的考察
3. 南真志野の事例
 - A. 五戸組
 - B. 沢組と四十戸組

1. はじめに

行政村の内部に成立した行政の下部組織が、政治の変革期に新しく編成替えされてきたことは、歴史上明らかである。行政の下部組織は、その当時の村落の生活条件を基礎とする自治組織と結びつかずには、現実に運営されなかつた。敗戦後の占領政策から生じた新しい地方制度の下においても、現に同じ問題が生じている。

これらはそれ以前の歴史的過程の中で成立してきた村治行政と村落生活との関係を考えずには、正しい分析をすることはできない。私は、このような問題意識を心の底にいただきながら、明治初期に表われた新しい政治・行政と村落との関係を、少しでも明らかにしたいと考えている。

長野県諏訪市湖南区南真志野⁽¹⁾について、このことを見る。

註(1) この小論は、慶大村落調査会の総合研究の一部である。

南真志野は諏訪藩下の村であつたが、廃藩置県により高島県下となる更に筑摩県下になり諏訪郡第十五大区六小区（明治七年十月にこの範囲が湖南村となる）の一部となる。湖南村の成立に際して、それ以前の村が「耕地」の名の下に七ヶ村（内三新田）合併した。昭和三十年四月町村合併促進法に基づいて、湖南村は諏訪市に合併し、今日に至る。

慶大大学院「社会学研究科紀要」第一号の南真志野の中間報告を参照。

2 一般的考察

南真志野の事例に入る前に、その事例を考える前提となる一般的な考察を先ずしておこう。我が国の、農業をその主産業として生計を支えてきた村落において、農業生産ないし技術の各段階に結びついた家を単位とする共同組織が必要であつたと言う事実に注目したい。それ故に江戸時代に行政的に設けられた「五人組」の有無に拘らず、何らかの共同組織がみられた。従つて五人組組織が村落に存在していたと言つても、その初めにおいては幕府の封建的統治の必要から生じたものか、村落の自治的要求から生じたものかは、一概に断ずることはできない。更に五人組が全国的に組織されていたのか、その組織化がどの程度のものであつたのか必ずしも明らかでない。

それ故に五戸前後で五人組を組織しその代表者として五人組頭が置かれ、庄屋・名主の統率下にあつたとして、五人組が地方行政の細胞であつたと考えることは余りにも図式的過ぎると言えよう⁽¹⁾。一時的にしる五人組制度の存在を示す史料があるにも拘らず、町村法度の中に五人組に関する法規を掲げていない藩もあり⁽²⁾、五人組が藩行政の基本的な単位集団であつたと言うことは必ずしもできない。それは常に共同組織を必要としてきた村落において、五人組以外にその共同組織を求めることが可能であつたこと⁽³⁾と関連するからである。五人組は個々の家生活ないし村落生活からの要

請に応える側面をもつていたが、他にそれに代るものがあればそれでもよかつた。だから賃租が完納されれば、五人組制度は強制されるものでもなかつた。⁽⁴⁾ここに五人組制度施行の地域的特質が顕われる可能性があつた。五人組制度と言つても、十人組を置いた処もあり、五人組の上に十人組を設けた処もあつた。⁽⁵⁾このような事例の数は少ないが、例外として除外するだけでは問題の解決にはならない。

法制をもつて現実の姿とみるのは誤であるが、五人組制度を単なる法制として軽視することになつてもならない。それは五人組帳が庶民教育の教材となつていた例がかなりあつたことをも考慮しなければならないからである。⁽⁶⁾

このような前史をもつた明治初期は、幕末からの延長であると同時に、明治政府の中央集権的な国家統治の揺籃期であつたと言えよう。版籍奉還をその大きな契機として、中央及び地方を通して国家組織の大改革、特に国家統治の整備のために、政府は中央集権的な組織の必要にせまられた。明治二年の職員令により中央及び地方行政組織に大きな改革があつた。即ち政府の組織は、神祇官を上位に置きその下に太政官を置いたが、地方行政は未だ府藩県の三治の制であつた。これは政体書の不完全な三権分立の政治組織が職員令によつて後退したとみるよりは、中央集権的な国家統治の強化、殊にその行政組織に重点を置くようになつたと言えよう。明治四年の廃藩置県以前においても、廃藩や合併によつて一種の行政区画の整理が行われている。この経緯と相俟つて明治元年の神仏分離令・同四年の宗門人別廃止によつて檀家制の法的裏付けが無くなつた。しかし離檀や神葬祭への転向・邪宗門改の必要の問題が残された。政府では早くから宗門人別に代る新戸籍法の制定の必要を認め、三年に氏子改仮規則を定め先ず長崎県に施行したことは注目される。四年五月には神社・神官に関する細目を定め、神社は国家の宗祀とし、公法的性格を明らかにし、全国の神社を官幣社・国幣社・府藩県社・郷社の社格に分け、その社格に応じて職制を

設け、神社行政を整備し、同年七月に氏子調規則を定めた。郷社・村社⁽⁷⁾に祠官・祠掌を置き、すべての人は氏子として郷社・村社の何れかに属することになった。これらは同年四月の戸籍法と一体をなすものである。戸籍法第二十則によれば六ヶ年毎の戸籍改の時に、「氏神ノ守札モ其時検査スベシ」と規定されている。このようにして政府は中央集権を進めていった。太政官の上に神祇官を置いたのも中央集権化の方法として、それ故に重要な意味をもつていたのである。

政府の国家統治は、封建的統治としての藩の性格を未だかなり残していたが、もはや封建的統治の延長として府県制をみることは少なくとも制度的には言えなくなつてきた。しかし京都府の郡中制法・市中制法は当時の手本⁽⁸⁾となつていたが、それは五人組制度をその基礎としていたように、町村は殆んど旧来からの組織をそのままに残していた。

旧藩勢力から脱却しつつあつた村を捉えることが、政府の政策遂行にとつて不可欠であつた。そこに既に触れた戸籍調や氏子調の意味があつた。それで政府が戸籍法により各戸籍区に戸籍吏である戸長⁽⁹⁾を置いた。しかし戸長の職務内容がそうであるように、戸籍区は戸籍に関する事務だけを取扱う行政区画ではなかつた⁽¹⁰⁾。更に地方官は大区小区制を設けて、地方行政の末端組織とし、旧来の町村は制度的には行政単位ではなくなつた。大区に区長、小区に戸長・副戸長を置き官選し準官吏とした。このことは旧来からの統治組織を否定しながらも、その支配統治を強化する要請から村落支配統治の組織を維持し、国家統治の末端組織の役職である戸長・副戸長を登用させたと言えよう。

註(1) 野村兼太郎「五人組帳の研究」p 87.

(2) 穂積重遠「五人組法規集・続編下」解説 p25~26.

(3) 渡辺萬寿太郎「山村社会構成の一事例——新潟県岩船郡岡谷村大字金丸調査報告——」(「家族と村落」第一輯所収) p 263.

(4) 野村兼太郎「村明細帳の研究」p 6.

- (5) 穂積陳重「五人組制度論」p 48.
- (6) 石川謙「五人組法規より見たる徳川幕府の教化政策」(法政大学日本精神史学会編「日本精神史論纂」第一卷所収) p 205~206.
- (7) 明治四年七月太政官第 321 号 (達)
 一郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス假令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一所各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トスル此五社ノ中式内カ或ハ従前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ帰スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ余ノ四社ハ郷社ノ附属トシテ是ヲ村社トス (以下略)
- (8) 府県施政順序第四項目に「戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事」とあり「戸口ノ多寡ヲ知ルハ人民繁育ノ基、戸伍ヲ相組ハ衆庶協和ノ本タリ宜シク京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フヘシ」とある。
- (9) 戸籍法第一則に「各地方ノ便宜ニ随ヒ予メ区画ヲ定メ毎区长並ニ副ヲ置キ、長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ」とあり、第三則に「凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ一府一郡ヲ分チ何区或ハ何十区トシ其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ」とある。
- (10) 明治五年太政官布告第 117 号に「一荘屋名主年寄等都テ相廢止戸長副戸長ト改称ニ是迄取扱来リ候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ノ一切為取扱候様可致事」とある。

3 南真志野の事例

A. 五戸組

藩制村当時の南真志野村において、五人組制度がどのように行われていたのかは大いに疑問となる。証文に五人組員・一類・隣家の名がみられるが、五人組の連帯責任制に應えるために形式的に名をつらねたとも考えられる。況して農業生産に結びついた共同組織として五人組が機能していたかどうか大いに疑問である。五人組が如何なるものであつたかは確かなことは分らぬが、南真志野は、その初めは水利によつて生じたいらしい四つの沢組に分れ、各沢組から一名の組頭が名主・年寄の下に置かれ、沢組寄合による協議が重んぜられていことと、五人組とは深い関係があつたと言えよう。⁽¹⁾ それは五人組が南真志野の基本的な単位集団となつていたと言うよ

りは、五人組を各々含んだ四つの沢組の連合体として南真志野の社会構造が考えられるからである。

宗門人別帳にみられた五人組の組合せと、明治初年に新編された「五戸組⁽²⁾」とを比較するために、先ず明治四年二月の「宗門御改并人別帳」に記載された五人組と、同年七月の「戸数番号調帳」の戸数番号とを組合せてみると次のようになる。

戸数番号	拾六番	五人組	藤 森 文 助
	拾七番		金子太左衛門
	拾五番		藤森武右衛門
	拾 番		関 新 六
	七番		藤森作次右衛門
	拾貳番		上島幸右衛門
	貳拾四番		藤森善五兵衛
	貳拾貳番		熊沢金兵衛
	貳番		矢 沢 与 八
	拾九番		藤 森 岩 松
	九番		関 九 郎 兵 衛
	六番		池 田 沢 太
	拾壹番		藤森仙左衛門
	貳拾壹番		熊沢又五郎
	貳拾七番		池田祖右衛門

(以下略)

ここで特に注意しなければならぬことは、戸数番号の順序と五人組の組合せとの間に規則性が認めにくいことである。このことは宗門人別帳に記載された五人組と、戸数番号の順序によつて組分けられた五戸組とでその

構成員に一貫性がないと言うことに外ならない⁽³⁾。戸数番号の順序によつて戸籍をつくと共に、その順序で五戸組が南真志野においてつくられたことから当時の戸籍の意味を考える必要がある。

明治四年七月の「戸数番号調帳」によれば南真志野村は^{クヌギグイラ} 柵平 新田村と共に第十区に含まれ、戸数番号は南真志野村1～163、柵平新田村164～170とその順序が記載されているが、そこには五戸組の組分けの記載はない。

その後、「旧藩県ニ置ク大庄屋名主庄屋長百姓名主肝煮ヲ廃シ旧県ニ戸長副戸長ノ兩役ヲ置キ戸籍其他、事務ヲ司トラシム其下へ五組ヲ置キ五戸ニ判頭一名ツ、ヲ置ク」⁽⁴⁾ことになつた。ここに戸籍法施行に當つて筑摩県での対応の特色をみることができよう。明治五年の「戸数番号調帳」⁽⁵⁾にみられる五戸毎の組分けの記載は、この「五組」であろうが、その時に五組ができたと言うよりは、時間的に遅れてできたものを書き加えたと考えられる⁽⁶⁾。同書に「明治六^{癸酉}年九月判頭極ル」とあるから、判頭はかなり遅れて決められたことが分かる。更に「五組」が「尤本山様御廻村前ニ村々五人組出来ル」とあるので、内容はともかく江戸時代の「五人組」として受けとめられていたのであろう。そうだとすると「五組」が「五人組」と呼称されれば、江戸時代の五人組の意味内容が新しい呼称の対象に移行されると期待されるであろう。従つて五人組から五組へとその機能の移行があつたとしてもむしろ自然である。五人組と五組とは、政治的な意味内容に相違があることは言うまでもないが、五組が村落生活の中で存続する過程においては一見明確な相違を認めにくいと言えよう。明治五年の五組は戸数番号の順序により五戸づつ一組となつていますが、五戸と言っても次のような場合もある。

貳百五拾貳番

藤 森 喜 八

貳百五拾三番

伊 藤 為 彦

貳百五拾四番

判 頭 大 宮 安 太

貳百五拾五番

原 弥 五 吉

貳万五拾六番

藤 森 栄 之 助

平林栄之助持家

同居借宅 藤森又右衛門

判頭の文字の外、三ヶ処に書き加えがみられるが、五組は屋敷五軒より構成さたていた。だがそれは必ずしも五つの家から構成されているとは限らない。屋敷に番号がつけられたのであるから借宅でも同居でない限り、独立した戸数番号をもっていた。

貳百五拾九番

金子丑松持家

借宅 原 卯 吉

とあることからそのことは明らかであろう。

南真志野村は諏訪郡第十五大区六小区の一部となると共に、177 ~ 342 までの 166 の戸数番号の下に、五組が三十三組（内一組六戸よりなる）あつた。しかし五組と言つても明治五~六年にはその構成員が固定していたのではなかつた。例えば 277 ~ 281 までの五戸より五組ができていたが、282 番を含めて六戸より五組を構成すると、次の五組は 283 ~ 286 までに新たに 287 番を加えて五組をつくり、以下の五組はこれにならつて構成された。つまり戸数番号の順序によつて機械的に五組が分けられていたと言えよう。

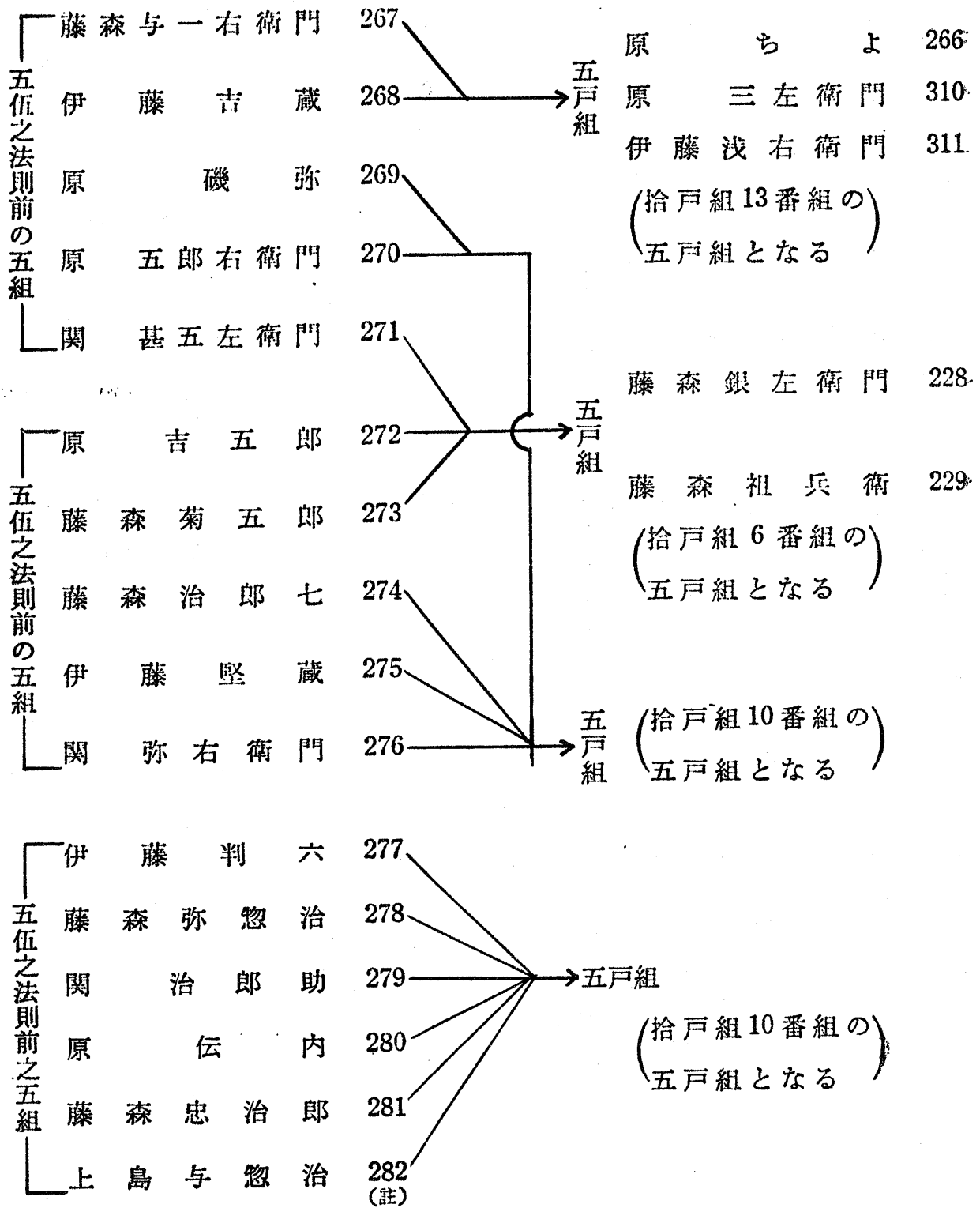
更に明治七年になると、「一葬祭之儀従前之組合ハ更ニ相廢止自今五人組三組ニ限ル事⁽⁷⁾」とされ、「右之通り出席相談致候は今般村内組ニヲ廢止シ拾五軒ヲ一社と相定去ル四日小議事確定之通り相談決着致ス⁽⁸⁾」とある。五組の判頭が改選され、壱番社より拾壱番社まで、壱社に判頭三人を置くことになつた。しかしそたは五組が解消されたのではなく、五組が三組づつ結びついたものであつた。従つて拾壱社とも判頭はそれぞれの五組より一名づつ計三名選出された。更に同書に「郷藏諸村中判頭中申出候ば村内拾五

軒割之儀ハ組頭と致ニ付申出ル依之判頭中江申聞候は是迄種々申諭候得共是非左様ニ被成度候ハ、祝儀愁類之儀斗リ組々之頭ニ可致其外一切五軒ニ而は相断候処判頭中万服致ス」とあるのでその経緯が明らかになる。この拾五軒よりなる拾五戸組が南真志野の氏神である習焼神社の祭典の当番をしていた。それは「早朝ヨリ習焼神社御祭典礼ニ付月番関利右衛門方江参リ神武ヨリ相談致当番七番之者相話⁽¹⁰⁾」をしたとある。勿論この拾五戸組も、戸数番号の順序によつて構成され、隣家つき合いの範囲まで「戸数番号前後二軒⁽¹¹⁾」と規定されていることから戸数番号による規制が如何に強かつたかが分かる。

この拾五戸組も七年八月になると「区長中申候は検約之義は追而回章ニ而遣シ候間差遣シ申候は検約左之通り」として「一祝義葬式之義は万触拾戸ニ而可致尤便宜ニ依リ拾老戸ニ而も宜敷候事⁽¹²⁾」となり、五組が二組で構成する拾戸の組がみられる。このような変遷を経てこれらの組は、筑摩県からの「五伍之法則」により、戸数番号によらずに五戸組が構成されるに至つた。⁽¹³⁾ 即ちそれによれば「一、五伍ノ法ハ士族神官僧侶平民ノ別ナク市街村落モ戸籍番号は関セス最寄五戸ヲ以テ組合せ内一人頭ヲ立ヘシ是ヲ合セテ十戸トナシ十戸ヲ以テ一組トナス十戸ニ合スルハ成タケ貧富取交組スヘシ」とされた。

そこで「五伍之法則」により五組が如何に組替えられたかを、拾五戸組であつた七番社を例にとれば次のようになる。組替に「貧富取交」ぜることがどのように考慮されたかを先ず明治七年十一月の「一人別租税明細帳」と交叉させてみたが、南真志野において貧富の差はそれ程に認められず、組合せの結果からみれば極端な優劣が生じないようにしたに過ぎなかつたようである。組替はおのずから地域的な近接の家々の間に行われたので、その限りにおいてのみ貧富の差が著しくならないようにされたと言う消極的な意味しか認められない。従つて戸数番号によらずに組替えられたが、戸数番号の順序が地域的な近接に従つていたので、組替え後においても戸

明治初期における五戸組



(註) 戸数番号を示す

(註) 戸数番号を示す

数番号の順序は、それ程崩れることはなかつた。戸数番号の順序によらず、しかも「四戸或ハ六戸ニテ」も五戸組が構成されるようになったことが、五戸組の構成員を固定させることになった。その結果五戸組が集団として、より安定した形で存続できる条件を生み出したと言えよう。

五戸組と拾戸組との関係は、五伍之法則によれば「小事ハ五伍ヲ以テシ五伍ノ力ニ及ハサルハ十戸ヨリ助ケ一組ノ力ニ及ヒ難キ情実アラハ伍長ヨリ正副戸長へ申出戸長検査ヲ遂ケテ事実余義ナキハ一村ニテ協カスヘシ」となつた。⁽¹⁴⁾ 五戸組に伍長が置れたが拾戸組には伍長に当る役職は未だ設けられていない。

更に五戸組は「一家族ノ如ク親睦交結シ吉凶相欺助シ寡孤独症病及盜賊水火等ノ災害ヲ協力救助スヘキ事」をその建前とし、「御制禁ヲ犯ス者アラハ速ニ可申出事」とされ、五戸組は治安維持のための組としても考慮されていたその建前に応えて「火之番之義ハ拾戸限リニ相勤」⁽¹⁵⁾め、桶と鳶口とを拾戸組が二組結合して二拾戸組をつくり一年交代でそれぞれの拾戸組で管理することになつた。⁽¹⁶⁾ 又五戸組は納税事務をも行つたり、布達を伍長が受けて五戸組内毎戸に伝える行政の下部組織ともなつていた。

註(1) 中井信彦・高橋正彦「江戸時代における地縁と族縁」(慶大大学院「社会学研究科紀要」所収)参照。

- (1) 「五戸組」とは戸籍法の戸数番号の順序に基づいて構成されたもので、多くの場合に五戸内外でできている。従つて南真志野で五人組ないしは五組と呼称されていてもそれが戸数番号の順序によつて「五戸組」と規定し、それ以前の「五人組」と概念上区別して使用する。五伍之法則以後は戸数番号に直接規制されなくなつたが便宜的に「五戸組」の中を含めることにする。
- (3) その結果、戸籍法と京都戸籍仕法との規定の相違について、京都府と民部省との間に論争があつた。京都府は従来町村・伍組によつて戸籍をつくる方針であつたが、民部省はそれに相反する方針をとり、伍組はもとより戸籍区内の町村別の戸数番号も考慮されていない。それによると町村・伍組によらず戸籍区を設け、戸長にその事務処理をさせるのが民部省の態度であり、

明治初期における五戸組

戸籍区内戸数番号によって戸籍をつくろうとした。

- (4) 「制度部職制・筑摩県」の明治五年二月十四日（内閣文庫「府県資料長野県」所収）
- (5) 「明治五壬申年扣戸数番号調帳二月第百拾四区南真志野村櫛平新田」（原輝美氏蔵）
- (6) 「明治五壬申年扣戸数番号帳二月南真志野村」（湖南支所蔵）には五組の記載がない。戸数番号は第百拾四区（後の湖南村）を分け、田辺村1～76、大熊村77～176、南真志野村177～349、内新田7戸、北真志野村350～515内新田11戸となっている。
- (7) 「明治六年役要日勤録十二月十五日ヨリ原件三」の明治七年一月四日。
- (8) 「明治六年役要日勤録十二月十五日ヨリ原件三」の明治七年十月十二日。
- (9) 「月番」とは伍長惣代時代以前に、南真志野に置かれた副戸長が一ヶ月毎に交替し南真志野に関する事務日記をつけたりその他の職務を行つた。その役に当つた副戸長を「月番」と呼んだ。
- (10) 「明治七年役要日勤録三月一日原克明」の三月十七日。尚「明治七年習焼社御祭礼諸入用帳戊三月十七日当ばん七番社」によれば、「当役惣代判頭相談之上御祭礼当番相勤申候様相定候事」とある。
- (11) 「明治三拾八年日誌湖南消防組真志野部」の三拾四年九月二拾二日に、「南真志野区十戸長会議決議トシテ日去ル八月廿五日夜区長伊藤作治及関嘉吉関嘉代蔵宅ニ区長伊藤作治在職セバ隣家迄焼払云々ノ張紙有之」とあることから、明治三拾四年において、隣家つき合いが如何に密なものであつたかが分かる。
- (12) 「明治七年日記帳七月第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村」の八月九日。
- (13) 「明治七年日記帳八月第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村」の九月廿七日には「伍々御法則昨日戸長中ヨリ御沙汰之通り伍々ヲ合拾戸壱組と改正番号順無之其適宜ニ致シ候ハ如何相談之事」とあり、九月廿九日には「伍々組合は宜敷様致シ被下と申候」とある。
- (14) 享和元年米沢藩伍仟組合掟書の農民伍什（穂積陳重「五人組法規集」p342）に「一五人組は常にむつましく交りて苦楽を共にする事家族のごとくなるべし。一十人組は時々したしく出入て家事をも聞事親類の如くなるべし」とある。

尚、内村政光「五人組組上げ仕法——肥後川尻町に於ける实例——」（『社会経済史学』5の4所収p103～p106）の五人組、廿五人組、五十人組、百人組。田村浩「五人組制度の実証的研究」の山形県西村山郡大谷村の五人

組合規約にみられる伍人組，二十五人組（p 52～p 53）．野村兼太郎「五人組帳の研究」の明治十年の千葉県邑里伍組遺法度及び組合規則并参考のなかにみられる組合と組長，組内五戸毎に置かれた伍長（p 596～p 597）を参照．

- (15) 「明治七年日記帳八月第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村」の十月二十一日．
- (16) 「明治七年日記帳八月第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村」の十月三十日．

B. 沢組と四拾戸組

南真志野は四つの沢組（南沢組・野明沢組・仲村沢組・西沢組）の連合として考えられよう．南真志野においては階層間の経済的な利害関係による結合や分裂の姿をとるよりも，多くの場合に沢組間の対立の傾向が認められ，村落自治の上でも沢組が大きな役割を果たしてきた．沢組の歴史はかなり古くその代表者である組頭・世話人をもっている．沢組は江戸時代には藩制村下の行政区画としてもとらえられていた面もあるが，同時に自治的な面の強い組織であつた．明治になると沢組の外に四拾戸組が新たに設置された．南真志野では四拾戸組は，殊に沢組との関係において問題となる．

沢組に代つて四拾戸組が設けられたのではなく，両者は併存していた．沢組の連合として長い歴史をもつていた南真志野に，沢組と少しづつずつれて四つの四拾戸組ができたことによつて村落生活はどのように変化したのであろうか．

四拾戸組が明治何年に設けられたかを直接知る史料は未だ見当たらない．しかし次のように考えられる．即ち「明治六^{癸酉}年五人頭名面帳九月原沢之丞扣=写置」によれば，「明治八^{乙亥}年一月二日湖南村判頭不残寄合五長惣代入札致ス」とあり，田辺・大熊耕地にそれぞれ二名，南・北真志野耕地にそれぞれ四名，後山耕地に一名の伍長惣代が置かれた．この伍長惣代

は明治七年以前にはみられず、八年に新設されたと考えられる。更に同書に

明治八乙亥年三月改五人頭

五長惣代	第壹伍合	原 伴 三
	第貳	藤森太右衛門
	第三	池田沢右衛門
	第四	藤 森 文 助
	第五	池 田 三 治 郎
	第六	矢 花 甚 兵 衛
	第八	池田祖右衛門
	後 第七伍合 前(1)	矢 嶋 春 徳

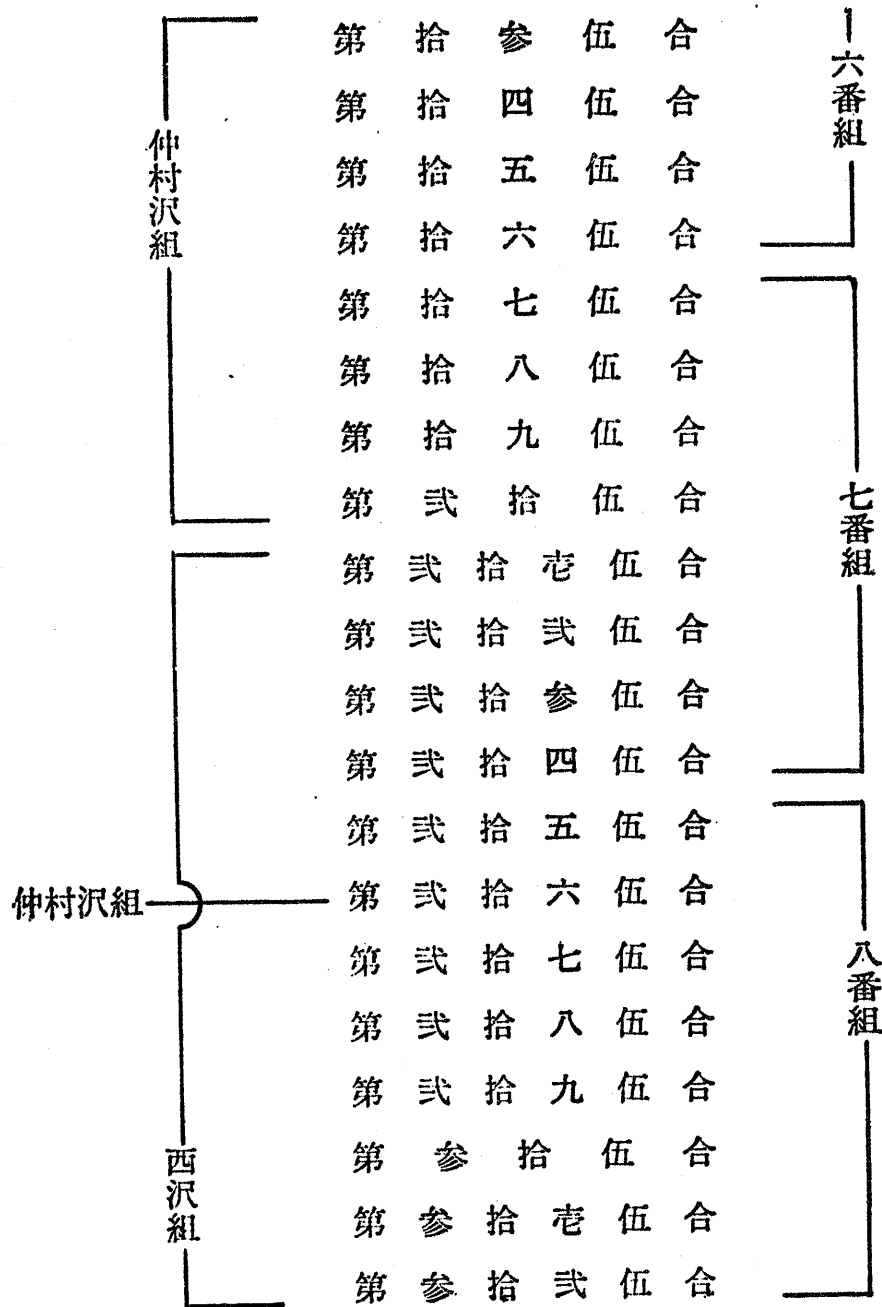
とあり一頁に書かれている。しかもその頁にかなりの余白を残したままになつているにも拘らず、第九伍合から第十六伍合までは次の頁に書かれその頁も余白がある。更に第十七伍合より第貳十四伍合までが別頁になり、第貳十五伍合より第三十貳伍合までがまた新たに頁を設けて書かれている。つまり八組づつの五戸組が一頁に書かれ余白があつてもそのままにされ、その頁のうちに必ず一名の「五長惣代」が記されている。この種の記載の形式は明治六～七年にはみられなかつた。この記載形式から一頁に纏められた八組の五戸組の中から伍長惣代を一名選出したことを意味しているのではなかろうか。これが正しいとするならば、四拾戸組は、明治八年にその存在を認めることができる。従つて四拾戸組の創設は明治八年ないしはそれに先だつ時期であろうが、伍長惣代との関係から考えれば明治八年とみてよからう。

四拾戸組が南真志野（耕地）では五番組・六番組・七番組・八番組と呼ばれたのは、同じ第十五大区六小区（湖南村）の田辺・大熊各耕地から順に番号がつけられたためであつた。

それでは南真志野の四拾戸組の組合せと、沢組との関係はどのようになつていたのであろうか。四拾戸組も沢組も「耕地」を超えて組合されることはなかつた。だが四拾戸組は八組の五戸組から構成されていたので、四拾戸組と沢組とはその範囲が一致していなかつた。沢組も五戸組から構成されていたが、四拾戸⁽²⁾からできていたのではなかつたからである。従つて五番組は南沢組と野明沢組の一部を含み、六番組は野明沢組の残り⁽²⁾と仲村沢組の一部、七番組は仲村沢組の一部と西沢組の一部、八番組は仲村沢組の残り⁽²⁾と西沢組の残りを含んでいたこのように沢組はそれぞれの四拾戸組に分属せられることになつた。だが四拾戸組は従来からの家々の生活の結びつきを直接捉えたとは言えない。五戸組を八組纏めることが可能な限りにおいて、個々の家生活の結びつきを考慮したのであつた。精確には考慮したというよりは、結果において四拾戸組の中に従来からの生活上比較的密な関係をもつた家々が含まれたと言えよう。

しかし四拾戸組は拾戸組が四組連合したものとは言えない。何故ならば戸長役場（戸長）—— 四拾戸組（伍長惣代）—— 五戸組（伍長）—— 毎戸が当時の行政ルートであつたが、拾戸組は直接この行政ルートにのることはなかつたからである。拾戸組は未だ五戸組の役割の補完的な意味しかもつていなかつた。南真志野では拾戸組がその積極的な役割をもつようになつたのは、町村制施行後においてである。また当時は二つの沢組にまたがつて五戸組が構成されることはなかつたが、拾戸組にはその例がみられた。⁽³⁾ 沢組が南真志野で村落自治の上で大きな役割をもつていたことを考えれば、拾戸組が五戸組のむしろ補完的な役割に留つていたので、二つの沢組にまたがつていてもそれ程問題にならなかつたのであろう。拾戸組が重視されると（例えば拾戸組から協議委員を選出するようになると）拾戸組も五戸組と同様に同一の沢組内で構成されるようになってきている。

仲村沢組と西沢組の二つの沢組を例として四拾戸組の成立に際してどのように区分けられたかをみると次のようになる。



四拾戸組は五戸組につけられた番号の順序により機械的に分けられたが、沢組の場合には第貳拾六伍合の如き例もある。沢組の結合が弱くなってきたので、沢組の範囲とずれをもつ四拾戸組の成立を促したと言う因果関係は認められない。村治行政上の要請から四拾戸組が設置されたとみるべきであろう。更に四拾戸組が伍長惣代の選出母体でもあつたので戸数均一化が求められた。従つて沢組とずれをもつた四拾戸組となつたと言えよ

う。

戸長よりの回章は各耕地の伍長惣代（伍長は耕地惣代を兼る）を経て各五戸組の伍長から毎戸に通知された。稀には戸長より伍長へ伝達されることもあつた。戸長選挙の際にも「別紙投票用紙当器之人名及ヒ村名年令共記入封印」して差出す旨、「湖南村事務役所」より「各耕地伍長惣代宛」に回章が出され、南真志野耕地の場合には投票用紙を原件三（五番組）、藤森銀左衛門（六番組）、関初平（七番組）、金子仙蔵（八番組）、の各伍長惣代がそれぞれ三拾八枚、三拾五枚、三拾八枚、三拾五枚受けとつている⁽⁵⁾。

各小区毎に置れた「事務扱所」が各村毎の「戸長役場」となつたときに、「伍長惣代は相止メ候義と心得其段惣代中ヨリ御興合江報告ニ及候由之所過日新任戸長集会之際伍長惣代ハ従前之通据置候様ニ決シ」た旨、郡役所より「御達及候義ニ付此所ニテ交代之義相止メ進テ村会議開設迄ハ従前之通据置候様惣代中江御照会ニ及候此段御通知」があつた旨、新任戸長浜堅蔵より各伍長への回章がある。その結果「当村伍長惣交代之義当村会議迄延引相成居候処過般会議之際集議ニ及候所本年ハ殊日無之ニ付交代見合来春交代⁽⁸⁾」となつた。そして「伍長惣代期限ニ付投票之義ヲ談事」て、「高点式名ハ式ケ年勤次点式名ハ来壱ケ年トシテ給料ハ三円相立日当ハ明年ノ拾貳銭五厘以上適宜ニ附⁽⁹⁾」すことになつた。

四拾戸組がこのように伍長惣代（耕地惣代）を媒介として村政へ結びついてきた。このことにより沢組の結合が消滅したり、衰退したのであろうか。江戸時代には沢組の代表者であつた組頭が寄合をして名主・年寄のもとで村の意志決定をした。だが沢組とは別に設置された四拾戸組の代表者である伍長惣代が耕地惣代となつたことにより、沢組をどのように変えたのであろうか。西沢組では「先般ヨリモ嚴重ニ博奕等之儀ハ御上様ヨリ御停止ノ事ニ有之候得共万一心得違之者モ有之哉モ難計ニ付今般旧組協議之上十一人組ニ規約取結向後心得違之者モ有之節ハ他組合ヨリ突込其上旧組世話番ニ申出則集会ノ場ニ組合中不念申出之上協議上ヲ以取究メ可致事⁽¹¹⁾」

との沢組寄合の約定書がある。

この種のものは四拾戸組で取極めてもよいように思われるが、博奕禁止を履行するためにはより村落生活に密着していた沢組の寄合での決定の方が遙かにその効果が期待できたからであろう。相互監視のために五戸組とは別に、しかも五戸組の組合せを故意に崩して十一人組をつくり得た沢組を自治的な組織とし、四拾戸組は村治行政の組織として存在していたと言えようか。必らずしもそうではない。明治十三年の五番組の記録⁽¹²⁾によれば、「習焼社内豊受比売神祭典料寄附」として南沢組世話人原伴三以下二名・野明沢組世話人金子長内以下三名の名前の記載に続いて、寄附金額と寄附者氏名がある。五番組は南沢組と野明沢組の一部から構成されていたが、両沢組の世話人の名前が何故記載されたのか。寄附集めに四拾戸組（伍長惣代）と沢組（世話人）とが働いたと言えないであろうか。

更に「習焼社例祭当第八番組惣代関利右衛門⁽¹⁴⁾」とある如く、四拾戸組で祭典の当番をも行っていた。又南真志野の自治的な生活の側面である「定例山道作り」の出払を、四拾戸組でそれぞれの受持区域を決めて行っていた。つまり「山ノ神下八番組・老本松ノ五番組・峠六番組・曲り七番組⁽¹⁵⁾」の如き分担であつた。

四拾戸が祭典の当番組となつていたが、そのことは沢組が祭典の仕事をすることを妨げるものではなかつた。祭典の当番組は四拾戸組の輪番制になつていた。習焼神社の例祭には、二名の「祠掌」と戸長それに四名の伍長惣代（耕地惣代）が出席している。元始祭も同様である。これは習焼神社が村社であつたためだが、その祭典費用割振りや寄附金集めをみると更に複雑である。

明治十六年の秋葉神社の祭典の当番組は八番組⁽¹⁶⁾であつた。しかしその祭典に使用した蠟燭代七拾八錢九厘六毛・繩式房式錢・紙代老錢五厘・総計八拾貳錢四厘六毛を西沢組を構成していた五拾四戸に割りつけ老戸当り老錢五厘五毛宛負担している。祭典の当番組が四拾戸組⁽¹⁷⁾であつても、沢組も

祭典に参加していた。その参加は如何なるものであつたのか。沢組がその単位となつて祭典負担金を徴集している。またその記載からみると沢組で祭典の諸用具を購入していた。更に「灯燈」の張替を沢組で行い、その費用を沢組で徴集している処をみると、それ以前から祭典の当番組であつた沢組の共有の備品を使用し、それを修繕して使用していたのであろう。

そうだとすると祭典の当番組が沢組でなく四拾戸組となつていても、沢組の備品を使用していたのであるから、その限りにおいて祭典の当番組であるなしに拘らず四拾戸組は沢組の規制を受けて祭典の当番組となつていたと言えよう。沢組が四拾戸組に対してこのような関係にあつたので備品を調達するための金銭の取集めを沢組が行つたのではなからうか。すると各沢組の老戸当りの負担金額は、沢組を構成する戸数に相違があつたので、各沢組によつて異なつていたと言えよう。又四拾戸組には若者中の組織はなかつた。それで各沢組の若者中を無視しては祭典が行い得ないので、祭典の当番組としての四拾戸組と沢組との関係が生じたと言えよう。

明治二十三年より祭典の当番組は四拾戸組から沢組の輪番制に⁽¹⁸⁾変つた。それで二十六年の記録に沢組の若者中が祭典に際して足場掛りとなつたと記されていることも、⁽¹⁹⁾沢組が当番組となつていたからとも考えられる。しかし四拾戸組が祭典の当番組であつた時期にも沢組が参加していたのであるから、その時にも若者中が祭典に参加していたと思われる。ここに沢組の意味があつた。では何故沢組が四拾戸組の成立により祭典の当番組たることを止めて、ある期間にしる四拾戸組が祭典の当番組となつたのであろうか。

既に触れたように明治政府の祭典ないし神社の政策を考えれば、祭典の政治的な意味を知ることができよう。戸籍法に規定された「氏神の守札」の制度はその後の氏子調規則により「一臣民一般出生ノ児アラバ其由ヲ戸長ニ届ケ必ス神社ニ参ラシメ其神ノ守札ヲ受ケ所持」することになり、更に郷社定則により氏神を戸籍区に対応させて、氏神の再編成を意図した。

氏子調はその後もなく廃止されたにも拘らず、郷社定則は長く現行法として存続した。そして氏子と氏神との結びつきを通して各家とその地域社会とを捉えることになつたのは、氏神が従来から村落結合の表象として存在していたことに基づいていたからであつた。つまり部落祭祀の対象であつた郷社・村社の氏子組織を通して、その地域社会を把握する方法がここに確立したと言えよう。

この明治初年の「祭政一致」の動きは、法令通りに画一的に実施されたとは考えられない。しかしこの政策は政府の中心的な政策の一つであつたのだから、各地方においてもかなり強く規制したと思われる。

伍長惣代を介して村政へつながる四拾戸組が、郷社定則による地方行政組織に対応したのものとして、南真志野において評価されたのであろう。このような社会的背景から祭典の当番組を四拾戸組が行うようになつたと考えられる。湖南村の範囲を区分した行政組織として四拾戸組が祭典の当番組となつたのも、当時の祭典そのものが行政の重要な問題でもあつたからである。習焼神社は、当時村社であつたので、その祭典に祠掌・戸長、更に南真志野耕地惣代であつた各四拾戸組の伍長惣代が出席している。

史料の上で確認される限りでは、明治十二年からそうなつたのか或はそれに先だつ三、四年であらう。明治七年には五組を三つ合せた拾五戸組が祭典の当番組となつていた。この拾五戸組は四拾戸組と同様に第拾五大区六小区（湖南村）の戸長のもとで決められている。その意味で拾五戸組と四拾戸組とは共に、戸長のもとに行政組織として設置されたものであつた。このことがここで大きな意味をもつてくると言えよう。それで沢組と四拾戸組との協力関係として祭典が行われたのも、四拾戸組は沢組と相対立するものではなく、四拾戸組が既存の沢組を否定せず沢組と併存できたからであつた。四拾戸組が祭典の当番組となつても、沢組も祭典に関係していたことは、既に触れたように沢組の組織を活用しなければならなかつたからであつた。即ち沢組の若者中の組織の活用、沢組の祭典用具の利用の点

に最もよく表われている。四拾戸組も明治十八年に湖南村中洲村聯合戸長役場ができたことによりその性格を変えた。四拾戸組の代表者であつた伍長惣代が耕地に関しては耕地惣代となり、戸長役場と四拾戸組との媒介の役をしていたが、聯合戸長役場ができると伍長惣代は廃止されるに至つた。⁽²⁰⁾ その結果耕地に惣代を置くことになり、南真志野耕地には武名の耕地惣代が置かれた。⁽²¹⁾ 耕地惣代の選出方法は、四拾戸組を二組合せてそれぞれ甲組・乙組として各壺名を選んだ。四拾戸組は耕地役職者や村会議員の選出母体として存続した。しかし耕地惣代が耕地と聯合戸長役場を結ぶことになつたので、聯合戸長役場は、直接四拾戸組を捉えることはなくなつた。四拾戸組は伍長惣代制の時代とその後とは、その意味を変えているので区別して考える必要がある。聯合戸長役場時代以降の四拾戸組は、村会議員の選出母体としての性格をもちつつも、「耕地」の意志がかなり四拾戸組に働くようになつた。四拾戸組はその戸数が等しく、その後違があつても二・三戸だつたので戸数が一定であることが要請される諸機能を比較的長く保つていた。しかしその後寄留者の増加、新家の創設により、沢組が相対的にクローズ・アップされてきたと言えよう。

明治二十三年に祭典の当番組が四拾戸組から沢組に変つたのは、四拾戸組の性格の変化が大きく働いていたと考えられる。

四拾戸組が創設された時に村治行政の組織としてつくられたのであるが、四拾戸組が村落に定着し存続する過程で、初めに要請された諸機能に他の諸機能を附加したり或はある機能を除くことになつた。村落生活での社会関係に適応する途として、四拾戸組が新たな諸機能をもつに至つたのである。その結果四拾戸組が村落生活で村落構造に結びついて存続できる条件をつくつた。この傾向は四拾戸組だけでなく、村落にみられる諸集団の一般的傾向と言えよう。それは一時的な集団でなく村落で存続することが要請される集団は、村落の構造を新しく替えるとしても、既存の構造とも新しい関係で結びつく必要が生じてくる。それ故にその過程において、この

種の家を単位とする新しい行政組織は、既存の集団や村落生活の規制を強く受けざるを得ない。つまり四拾戸組が創設された時に要請された機能と、四拾戸組が存続するために附加された機能とが一体となつて四拾戸組が実際に運営された。四拾戸組で行つた「山道作り」の出払^{デバライ}(村夫役)の如きはその一例と言えよう。

即ち四拾戸組は存続の過程において、最初に与えられた機能のほかに新しい機能を採り入れたり、従来からの機能を消失するということによつて、その意味内容を変えてきているのである。だから四拾戸組を単に行政組織とし、沢組を自治組織として考えることは、余りに図式的過ぎると言えよう。集団の形成の契機をもつて、その集団の存続の過程を考えることは、それ故に必ずしも妥当な方法とに言えない。四拾戸組は初め行政組織として成立しても、その存続の過程において自治的な機能をもつように、沢組も自治組織として成立したとしても、江戸時代の藩制村では行政の下部組織としてもとり上げられている面があつたからである。

註(1) 前後とは、記載が前後したとの意味であろう。

(2) この四拾戸と言う数は湖南村(第拾五大区六小区)を構成する各耕地の戸数の最大公約数に最も近いと言う算術的な割り出しから決められたらしい。従つて四拾戸と言う数に特別な意味はない。

明治五年の戸数番号からみると、田辺耕地(当時は田辺村・以下同じ)は76、大熊耕地は100、南真志野耕地(新田共)は176、北真志野(新田共)は165であつた。

(3) 同一の拾戸組を構成した第貳拾五伍合と第貳拾六伍合はともに八番組(四拾戸組)に含まれているが、第貳拾五伍合は西沢組、第貳拾六伍合は仲村沢組の五戸組であつた。

(4) 「明治十一年同十二年廻章通文書留第一月一日湖南村」の明治十二年五月十一日

(5) この数は「但シ不在之者ハ用紙御返却候也」とあり、四十戸組の戸数を表わすものではない。

(6) 「明治十二年廻章文通留七月ヨリ戸長役場」の七月三日。

- (7) 明治十二年十月十四日。
- (8) 「明治十二年廻章文通留七月ヨリ戸長役場」・日附不詳。
- (9) 「明治十二年湖南村内伍長総代事務日勤誌第一月一日ヨリ第五番組原件三」の三月三十日。
- (10) 「旧組」とは、四拾戸組成立前から存在していた沢組の別称で、これに対して四拾戸組を「新組」とも呼んだ。
- (11) 「明治十二己卯年旧組約定書調印帳八月廿四日西沢組」
- (12) 「明治十三年第五番組伍長総代事務取扱日誌第一月南真志野原件三」の一月二十九日。
- (13) 習焼神社は南真志野の氏神で後に村社・郷社となる。
- (14) 「明治十三年第五番組伍長総代事務取扱日誌第一月南真志野原件三」の四月二十一日。
- (15) 「明治十三年第五番組伍長総代事務取扱日誌第一月南真志野原件三」の七月二日。
- (16) 「明治十六年伍長総代事務取扱日誌第一月湖南村第員番組原件三」の八月二十二日。
- (17) 「明治十六年私葉祭典入費割元簿第八月廿二日旧西組」。
- (18) 「明治廿三年協議及約定留九月南真志野」の二十三年八月二十二日。
- (19) 「明治廿六年第八月私葉神社祭典ニ付役割帳」。
- (20) 「明治十八年伍長総代事務取扱日記第一月惣代関初平」の十八年四月四日
- (21) 「明治十六年協議及約定留一月南真志野」の十八年四月五日。